

大飯原発3、4号機の再稼働に同意しないことを求める要請書

- 1 私たちは、東京都・豊島区で、平和、民主主義と市民の生活と権利を守るために活動している法律事務所です（所属弁護士：23名）。昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、事務所の所属弁護士が法律相談などで現地に入り、被害の深刻性、広汎性、継続性、回復困難性などを目の当たりにしてきました。このため私たちは、人類がコントロールすることができない危険な原子力発電は、全面的に廃止すべきだと考え、原発事故による被害回復を図るとともに、脱原発をめざした活動を続けています。
- 2 5月14日、大飯原発の再稼働に関し、おおい町議会の全員協議会は再稼働容認の結論を時岡忍町長に伝えました。4月26日に行なわれた住民説明会では、多くの再稼働に対する不安や反対の声が出ていたのにも拘らず、賛成11対反対1という、圧倒的な結果でした。
- 3 しかし、政府や関西電力の説明とは異なり、大飯原発の安全性は全く確認されていません。

福島第一原子力発電所の事故について、いまだその原因解明ができていないのにも拘らず、政府は、わずか2日で「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」という偽りの「安全基準」を作成しました。そして、これによって大飯原発の「安全性」は確認されたとして、4月13日に再稼働を妥当と判断したのです。

- 4 福島第一原発の事故の被害は非常に広い範囲にわたっています。万一大飯原発で事故が発生した場合、被害はおおい町や福井県に留まりません。滋賀県、京都府、大阪府、岐阜県など、被害は近畿一円に及びます。ことに近畿の水がめである琵琶湖の水が放射線に汚染された場合、その被害は測り知れません。放射線には町境も県境もないのです。

政府は、地元自治体の同意として、おおい町と福井県のみを想定しています。しかし、事故によって深刻な被害を受ける可能性のある地域は、すべて地元です。住民の生命・身体の安全、生活の擁護を第一に考え、安全性を保証することのできない大飯原発の再稼働に反対である旨の意見を表明するとともに、おおい町長及び福井県知事に対し、再稼働に同意しないよう働きかけて頂くことを要請します。

2012年5月30日

171-0021

東京都豊島区西池袋1丁目17番10号 エキニア池袋 6階

城北法律事務所 電話03(3988)4866

FAX03(3986)9018

所員弁護士・事務局員一同